

I 公的年金制度について

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

国民年金は全国民に共通の制度で、一階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種によって第1号被保険者から第3号被保険者までに分かれます。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、二階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は勤務の形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」4通りに区分され、実施期間も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

2 公立学校共済組合の組合員期間と年金

公立学校共済組合の組合員であった期間（平成27年10月前の組合員期間ならびに過去に加入了した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第2号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

この期間に基づく厚生年金は公立学校共済組合で決定・支給することとなります。

＜国民年金と厚生年金保険の被保険者＞

厚生年金	一般厚生年金被保険者	国共済厚生年金被保険者	地共済厚生年金被保険者	私学共済厚生年金被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)		第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)	

＜厚生年金被保険者の種別と実施期間＞

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員	国家公務員共済組合
地共済厚生年金被保険者	地方公務員	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

II 厚生年金の受給要件について

老齢厚生年金（65歳から）

老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、65歳から受給できます。

- ① 65歳以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間があること。
- ③ 受給資格期間が10年以上であること。

用語説明

○支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

昭和36年4月2日以後に生まれた方の支給開始年齢は、65歳です。

○ 厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）であった期間をいいます。平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

○ 受給資格期間

受給資格期間とは、次のアからウまでの期間を合計した期間をいいます。

ア 厚生年金被保険者期間

イ 国民年金の保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。）
および国民年金の保険料免除期間

ウ 合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していないかった期間等をいいます。）

<繰上げ支給について>

老齢厚生年金の受給要件の②および③を満たしている方は、60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。

ただし、年金額は繰り上げた月数1か月あたり0.4%が減額され、減額は生涯続きます。また、老齢厚生年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）

※昭和37年4月1日以前に生まれた方は1か月あたり0.5%が減額になります。

<繰下げ支給について>

65歳に到達されたときに老齢厚生年金を請求せずに、66歳から70歳（昭和27年4月2日以後に生まれた方は原則75歳）までの間に支給開始年齢を繰り下げて、一定割合を増額した老齢厚生年金を受給することができます。ただし、障害または遺族を給付事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）の受給権を有する方は繰下げの申出はできません。

繰下げを申し出た場合、65歳から請求を行うまでの間の老齢厚生年金の支給はありません。

また、他の実施機関から老齢厚生年金を受給できる場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

<老齢基礎年金について>

受給資格期間が10年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金を受給できます。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

66歳から75歳まで間に支給開始年齢を繰り下げて、一定割合を増額された年金を受け取ることもできます。

3 障害厚生年金

障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。

- ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- ② 障害認定日または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害の等級が1級から3級までの状態にあること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

4 障害手当金

障害手当金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。

- ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- ② 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」といいます。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること
- ④ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- ⑤ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

○ 初診日

病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

○ 障害認定日

原則として初診日から 1 年 6 か月を経過した日をいいます。

○ 保険料の納付要件

初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。

ア 20 歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が 3 分の 2 以上あること。

イ 初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

※初診日が令和 18 年 3 月 31 日以前で、初診日に 65 歳未満であるときに限られます。

<二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金・障害手当金>

障害認定日（障害手当金の場合は、「治った日」）に二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金（障害手当金）は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。

<障害基礎年金>

障害等級が 1 級または 2 級の状態にある場合は、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

5 遺族厚生年金

遺族厚生年金は厚生年金被保険者であった方が、次のいずれかの要件に該当するときにその遺族が受給できます。

- ① 厚生年金被保険者期間にお亡くなりになられたとき。
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して 5 年を経過する日前にお亡くなりになられたとき。
- ③ 障害の等級が 1 級または 2 級に該当する障害厚生年金（共済）年金等の受給権者が、お亡くなりになられたとき。
- ④ 受給資格期間が 25 年以上ある方が、お亡くなりになられたとき。

○ 遺族

遺族厚生年金を受給できる「遺族は」、被保険者であった方がお亡くなりになられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、次表に該当する方が対象です。優先順位1から4までのうち最も順位がの高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫(55歳以上)・妻・子	父母(55歳以上)	孫	祖父母(55歳以上)

- 夫および妻には内縁関係にある方を含みます。または、子には被保険者であった方の死亡時に胎児であった子を含みます。
- 夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の死亡時に55歳以上であることが必要です。
また、年金の受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
- 子及び孫は、被保険者であった方の死亡時に、以下のいずれかに該当することが必要です。
 - ア 18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。
 - イ 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと。

<要件の①から③までに該当する場合について>

- 二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が死亡した場合で、①から③までに該当する場合は、それらの期間一つであるものとみなして、原則として死亡日が属する実施機関において決定されます。
 - ①および②に該当する場合は、死亡した方が以下の要件を満たしていることが必要です。
 - ア 20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上であること。
 - イ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料の未納期間がないこと。
- ※死亡日が令和18年3月31日以前のときで、死亡した方が65歳未満であった時に限られます。

<遺族基礎年金について>

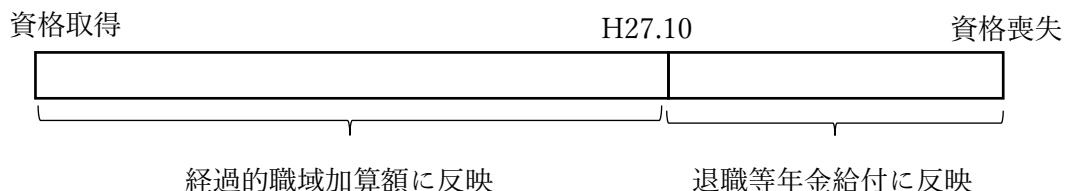
遺族に該当する者が「配偶者と子」である場合または「子」のみの場合は、遺族基礎年金も併せて受給できる場合があります。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

III 経過的職域加算額および退職等年金給付の概要

共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過的職域加算額と退職等年金給付（年金払い退職給付）が共済組合から支給されます。

＜組合員との関係＞

平成27年9月30日までの組合員期間は「経過的職域加算額」に反映し、平成27年10月1日からの組合員期間は「退職等年金給付」に反映されます。



1 経過的職域加算額

経過的職域加算額は、平成27年9月30日以前の組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）を有する方に、経過措置として共済年金の職域年金部分の額に相当する額（経過的職域加算額）を支給するものです。

＜年金種別ごと経過的職域加算額の要件＞

- ・退職共済年金

1年以上の引き続く組合員期間があり、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達したときに受給できます。受給資格期間が10年以上あることが必要です。

- ・障害共済年金

平成27年9月30日以前に初診日があるときに受給できます。原則として、障害厚生年金の受給要件のうち、①および②と同様の要件を満たしていることが必要です。

- ・遺族共済年金

平成27年9月30日以前の組合員期間を有する方が死亡したときに、遺族が受給できます。原則として、遺族厚生年金と同様の要件を満たしていることが必要です。

2 退職等年金給付（年金払い退職給付）

退職等年金給付は、職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので、平成27年10月1日以後の組合員期間を有する方で要件を満たした方が支給の対象になります。退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類の給付があります。

＜退職等年金給付の概要＞

- ・退職年金は、半分は有期年金、半分は終身年金として、65歳から支給されます。（60歳から繰上げ、70歳まで繰下げをすることも可能です。）
- ・退職年金の有期年金は10年・20年支給または一時金の中から受け取り方を選択できます。
- ※一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、源泉徴収票を保管しておいてください。
- ・本人死亡の場合は、終身年金部分は終了となり、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。
- ・公務に基づく病気やけがにより障害の状態となった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給します。

IV 年金の請求手続き

1 請求関係書類の受取方法

年金の請求を行うために、次の表のとおり、請求手続き開始時期に、請求関係書類を受け取ってください。

（注）年金の受給権が発生した日から5年以内に請求を行わない場合は、時効により年金を受けられなくなります。

＜経過的職域加算額の請求について＞

原則として、経過的職域加算額の請求手続き開始時期は同一事由の厚生年金と同様であり、厚生年金と同じ請求書において請求できます。

	年金の種類	請求手続き開始時期	請求関係書類の受取方法
老 齢	老齢厚生年金	65歳の誕生月	支給開始年齢になられる直前に請求に必要な書類をお送りします。（※1,2）
	退職年金（退職等年金給付）		
	繰上げ支給の老齢厚生年金	繰上げ支給を希望するとき	公立学校共済組合本部に請求してください。
障 害	繰下げ支給の老齢厚生年金	繰下げ支給を希望するとき	
	障害厚生年金（※3）	障害認定日または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間	退職された都道府県の公立学校共済組合支部に請求してください。
	公務障害年金（退職等年金給付）		
遺 族	障害手当金（※3）	症状が固定した日	
	遺族厚生年金（※2）	年金待機者の方がお亡くなりになられたとき	公立学校共済組合本部に請求してください。
	公務遺族年金（退職等年金給付）		

※1 退職後に、再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から請求に

必要な書類が送付されます。

- ※2 二以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合は、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金・遺族厚生年金も請求することができます。
- ※3 公立学校共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限ります。初診日において他の実施機関の被保険者であったときは、その実施機関に請求してください。

＜老齢厚生年金の請求書類がお手元に届かない場合＞

老齢厚生年金（繰上げ支給・繰下げ支給を除きます。）請求関係書類については、支給開始年齢に到達する月のおおむね2か月前に、お送りします。支給開始年齢に到達する月を過ぎても請求書類がお手元に届かない場合または繰上げ支給・繰下げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部までご連絡ください。

2 決定までの流れ

1により受け取った請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに公立学校共済組合（または他の実施機関）に提出してください。

公立学校共済組合において審査・決定し、請求者の方に年金証書等をお送りします。

※ 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

3 年金の支給

年金の支給は、給付事由の生じた月の翌月分から開始され、2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（その日が土曜日のときは14日、日曜日のときは13日になります。）に、その支給期月の前月までの2か月分が支給されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月分	12月分
支給分	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(例) 4月20日に老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する場合

5月分から年金が支給されます。5月分の年金は、原則として6月定期支給日に支払われます。

その後、8月定期支給日から、2か月分が支給されます。

V 年金の支給に関する留意点

1 年金の支給調整

(1) 厚生年金被保険者となられた方等の調整

公務員としてお勤めの方、民間会社（公立学校への再雇用（嘱託等）を含みます。）や私立学校にお勤めの方で、厚生年金保険の被保険者となられている場合には、老齢厚生年金の額と給料及び過去1年間の賞与の額（総報酬月額相当額）の合計額に応じて、年金の支給が一部または全部が停止されることがあります。

なお、国会議員・地方議会議員になられている方や70歳以上で厚生年金保険の適用事業所で勤務されている方も同様です。

賃金を受け取っている老齢厚生年金受給者または退職共済年金受給者については、賃金と年金の合計額が、一定の基準を超えると段階的に年金の支給停止を行うこととなっています。この支給停止の基準となる額は51万円（令和7年度の額）となります。

※賃金・・・標準報酬月額+過去1年間の期末手当額の1/12

（算定事例） 賃金が月額30万円、年金が月額10万円の場合

・(30万円+10万円) = 40万円 ← 51万円を超えないで停止されない。

※65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、この年金額には含まれません。

(2) 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢や障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

2 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした場合に、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を当事者間で分割することができます。

対象となるのは、平成19年4月1日以後に成立した離婚等に限られますが、同日前の婚姻期間における標準報酬も分割の対象となります。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に、当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬を2分の1に分割することができます。

※原則として、離婚した翌日から起算して2年を経過した場合は、標準報酬の分割請求をすることできません。

VI 退職届書について

退職届書は、将来の年金の支給に関し必要なものとして、組合員期間を登録するために、退職された時に提出していただくものです。

※ 住所や氏名の変更があった場合は、「年金待機者異動報告書」の提出が必要です。必要事項を記入し、公立学校共済組合本部に届け出してください。

「年金待機者異動報告書」は、公立学校共済組合ホームページからもダウンロードできます。

退職届書記入等の注意事項

- (1) 障害状態の有無の欄Ⓐ（生年月日欄の下段）は、有・無のどちらかに○をつけてください。
- (2) 電話番号（携帯可）Ⓑ、配偶者の有無の欄Ⓒ（配偶者の生年月日Ⓓ）、扶養欄Ⓔも忘れずに記入してください。

支部	組合員番号						

退職届書 (共済組合提出用)

公立学校共済組合理事長 殿								届出日	令和 年 月 日					
退職者	フリガナ 氏名	(氏) (名)				生年 月日	元号	年	月	日	性別			
							昭・平				男・女			
氏名 訂正欄	フリガナ 氏名	(氏) (名)				障害状態の有無 有・無 ^(A)								
退職 年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号							
	令和													
所属 機関名 職名	所属機関名				職名	待機者番号 (前歴あり)			種別	証書番号				
退職者 の 住所等	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 郵便番号				住所									
	上欄住所 のつづき	町名 番地等												
	電話番号 ^(B)													
住所等 訂正欄	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 郵便番号				フリガナ									
	上欄住所 のつづき	フリガナ 町名 番地等												
	電話番号													
退職者 の 配偶者	配偶者の有無 有・無 ^(C)			配偶者の 生年月日 ^(D)	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか している・していない ^(E)					
				昭・平										

繰上げ支給を請求する場合の受給総額（老齢基礎年金）

（単位：円）

受給開始年齢 (受給総額)	60歳 (76%)	61歳 (80.8%)	62歳 (85.6%)	63歳 (90.4%)	64歳 (95.2%)	65歳 (100%)
60歳時	632,100	0	0	0	0	0
61歳時	1,264,200	672,000	0	0	0	0
62歳時	1,896,300	1,344,000	711,900	0	0	0
63歳時	2,528,400	2,016,000	1,423,800	751,900	0	0
64歳時	3,160,500	2,688,000	2,135,700	1,503,800	791,800	0
65歳時	3,792,600	3,360,000	2,847,600	2,255,700	1,583,600	831,700
66歳時	4,424,700	4,032,000	3,559,500	3,007,600	2,375,400	1,663,400
67歳時	5,056,800	4,704,000	4,271,400	3,759,500	3,167,200	2,495,100
68歳時	5,688,900	5,376,000	4,983,300	4,511,400	3,959,000	3,326,800
69歳時	6,321,000	6,048,000	5,695,200	5,263,300	4,750,800	4,158,500
70歳時	6,953,100	6,720,000	6,407,100	6,015,200	5,542,600	4,990,200
71歳時	7,585,200	7,392,000	7,119,000	6,767,100	6,334,400	5,821,900
72歳時	8,217,300	8,064,000	7,830,900	7,519,000	7,126,200	6,653,600
73歳時	8,849,400	8,736,000	8,542,800	8,270,900	7,918,000	7,485,300
74歳時	9,481,500	9,408,000	9,254,700	9,022,800	8,709,800	8,317,000
75歳時	10,113,600	10,080,000	9,966,600	9,774,700	9,501,600	9,148,700
76歳時	10,745,700	10,752,000	10,678,500	10,526,600	10,293,400	9,980,400
77歳時	11,377,800	11,424,000	11,390,400	11,278,500	11,085,200	10,812,100
78歳時	12,009,900	12,096,000	12,102,300	12,030,400	11,877,000	11,643,800
79歳時	12,642,000	12,768,000	12,814,200	12,782,300	12,668,800	12,475,500
80歳時	13,274,100	13,440,000	13,526,100	13,534,200	13,460,600	13,307,200
81歳時	13,906,200	14,112,000	14,238,000	14,286,100	14,252,400	14,138,900
82歳時	14,538,300	14,784,000	14,949,900	15,038,000	15,044,200	14,970,600
83歳時	15,170,400	15,456,000	15,661,800	15,789,900	15,836,000	15,802,300
84歳時	15,802,500	16,128,000	16,373,700	16,541,800	16,627,800	16,634,000
85歳時	16,434,600	16,800,000	17,085,600	17,293,700	17,419,600	17,465,700
差額	△1,031,100	△665,700	△380,100	△172,000	△46,100	0

△199,600 △159,700 △119,800 △79,800 △39,900



※65歳からの年金額を20歳から60歳まで40年間保険料を納めて満額831,700円(令和7年度価額)受けるものとして計算しています。

※太枠実線が損益分岐点

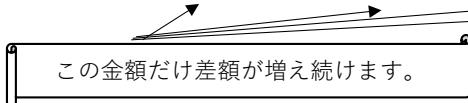
※1ヶ月0.4%減額となります。〈60歳から65歳まで〉

繰下げ支給を請求する場合の受給総額（老齢基礎年金）

（単位：円）

受給開始年齢 (受給総額) (100%)	65歳 (100%)	66歳 (108.4%)	67歳 (116.8%)	68歳 (125.2%)	69歳 (133.6%)	70歳 (142%)
65歳時	831,700					
66歳時	1,663,400	901,600				
67歳時	2,495,100	1,803,200	971,400			
68歳時	3,326,800	2,704,800	1,942,800	1,041,300		
69歳時	4,158,500	3,606,400	2,914,200	2,082,600	1,111,200	
70歳時	4,990,200	4,508,000	3,885,600	3,123,900	2,222,400	1,181,000
71歳時	5,821,900	5,409,600	4,857,000	4,165,200	3,333,600	2,362,000
72歳時	6,653,600	6,311,200	5,828,400	5,206,500	4,444,800	3,543,000
73歳時	7,485,300	7,212,800	6,799,800	6,247,800	5,556,000	4,724,000
74歳時	8,317,000	8,114,400	7,771,200	7,289,100	6,667,200	5,905,000
75歳時	9,148,700	9,016,000	8,742,600	8,330,400	7,778,400	7,086,000
76歳時	9,980,400	9,917,600	9,714,000	9,371,700	8,889,600	8,267,000
77歳時	10,812,100	10,819,200	10,685,400	10,413,000	10,000,800	9,448,000
78歳時	11,643,800	11,720,800	11,656,800	11,454,300	11,112,000	10,629,000
79歳時	12,475,500	12,622,400	12,628,200	12,495,600	12,223,200	11,810,000
80歳時	13,307,200	13,524,000	13,599,600	13,536,900	13,334,400	12,991,000
81歳時	14,138,900	14,425,600	14,571,000	14,578,200	14,445,600	14,172,000
82歳時	14,970,600	15,327,200	15,542,400	15,619,500	15,556,800	15,353,000
83歳時	15,802,300	16,228,800	16,513,800	16,660,800	16,668,000	16,534,000
84歳時	16,634,000	17,130,400	17,485,200	17,702,100	17,779,200	17,715,000
85歳時	17,465,700	18,032,000	18,456,600	18,743,400	18,890,400	18,896,000
差額	0	566,300	990,900	1,277,700	1,424,700	1,430,300

69,900 139,700 209,600 279,500 349,300



※65歳からの年金額を20歳から60歳まで40年間保険料を納めて満額831,700円（令和7年度価額）

受けるものとして計算しています。

※太枠が損益分岐点

※1ヵ月0.7%減額となります。（65歳から75歳まで）